

葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年10月9日

葉山町長 山梨亭仁

葉山町規則第3号

葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町公共下水道施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和7年葉山町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(利用料金の設定割合)

第3条 条例第6条第1項の規則で定める割合は、100分の85を超えない範囲内で町長が定める割合とする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(令和9年度の利用料金の設定割合)

2 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における利用料金の設定割合は、第3条の規定にかかわらず、100分の90を超えない範囲内で町長が定める割合とする。